

同一労働同一賃金

4月15日(木)

4月28日(水)

対応相談会

最高裁判所が同一労働同一賃金について
重要な判決を下しました！

対策必須の重要判決！

中小企業でも、令和3年4月1日から
この法律が適用されています！

- ①アルバイト職員である大学事務員に対するボーナスの支給 について
- ②契約社員である売店店員に対する退職金の支給 について
- ③契約社員である郵便局員に対する住宅手当、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期・冬季休暇の付与、有給の病気休暇の付与 等について

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故
手当...パートも正社員と全く同じように支給
しないといけないの？

アルバイトにはボーナス・退職金
は支給していないが、必要か？

給与支給明細書

基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、
基本給は同じ金額にしないといけない？

正社員だけ家族手当を支給している。
これは問題あるだろうか？

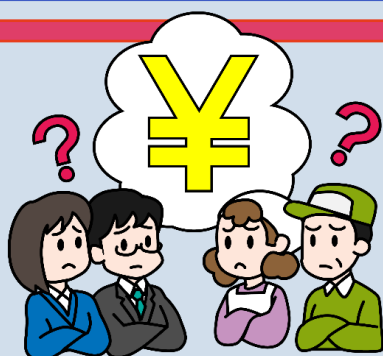
正社員は交通費の上限が20,000円、
パートは上限が10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには
食事代は支給しなくてもいい？

給与以外で検討すべき問題も

- ・慶弔休暇取得／病気休職
- ・教育訓練の受講可否
- ・福利厚生施設の利用...など

👉お申し込みは裏面より



「高年齢者雇用安定法」 法改正対応相談会

法改正により、70歳までの就業確保が努力義務になりました。
(令和3年4月1日より)

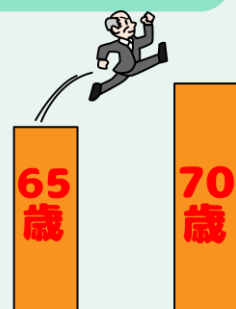
**65歳までの雇用確保
(義務)**



**70歳までの就業確保
(努力義務)**

これまでの65歳までの雇用確保義務に加えて、70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務が新設されました。

(就業確保措置:70歳までの定年引上げ、雇用継続制度 等)
これらの制度を実施することについての助成金もあります。
就業規則の変更についてなど含めて 是非、ご相談ください



無 料 個 別 相 談 会 申 込 用 紙

希望会場	☐ 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7Fセミナールーム		
	☐ 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F		
☐ オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)			
希望日	☐ 4/15(木) ☐ 4/28(水) (希望時間の☑につきましては、2つ以上お願いします。)		
時 間	☐ 10:00~ ☐ 11:00~ ☐ 12:00~ ☐ 13:00~ ☐ 14:00~ ☐ 15:00~ ☐ 16:00~ ☐ 17:00~		
会社名		業種	従業員数
会社情報	〒		
	TEL(必ずご記載ください)		FAX
ご参加者	①御役職・御芳名		メール
	②御役職・御芳名		メール

お申込み F A X : 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は ☐ TEL ☐ メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040